

中国では、いわば徹底的な廃家電のリユースが行われているといえる。しかし、解体過程でのフロン放出や、廃テレビ等が露天に積まれたままで、雨が降ってもそのままであるなど、環境汚染の面で問題がある。修理店等から発生する再利用できない部品等も、そこからさらに有価金属を回収しようというインフォーマル・セクターに売却され、プリント基板の化学的処理など不適正なリサイクルが行われていると考えられる。また、買い換え時期に達している家電の徹底的な修理・リユースにより、製品の安全性の確保および適正な処理リサイクルが妨げられているという一面もある。

中国における 家電リサイクル政策

中国政府は、国内で発生する使用済み家電の適正処理・リサイクルを進めるため、2002（平成14）年ごろから国家発展改革委員会が中心となり、海外の法律制度・回収リサイクルシステムを学ぶべく、政府調査団を日本・欧

品名	買取価格
彩电	140元 - 300元
空调	80 - 800元
冰箱	50 - 180元
洗衣机	50 - 300元
电脑	50 - 300元
摩托车	100 - 800元
旧家具	80 - 350元
铝合金门窗	50 - 180元
大量收购铁铜铝	酒店库存抵债物资

使用済み家電の買取価格（杭州市内）。個人回収人が洗濯機を載せた自転車に表示しながら運搬しているところ。

州・アメリカに派遣し、国内のリサイクル法制度の検討を始めている。

2005（平成17）年4月に改正された「固形廃棄物環境汚染防止法」では、初めて生産者責任制度が導入され、「製品の生産者、販売者、輸入者、使用者が発生した固形廃棄物の汚染を防止する責任があること」、つまり製品の製造企業が回収に関する責任を初めから負うことが明文化された。

2005（平成17）年8月には「廃旧家電回収処理管理条例」（中国版家電リ

回収废旧家電分解技術およびその設備の研究開発を行うことで、発展途上国に適合した廃家電工業化処理の経営・運営モデルを形成し、各モデル地域での成功事例を全国に拡大・普及させることを目標としている。

青島では中国大手家電メーカーのハイアール集団公司与清華大学が共同で実施しており、技術的に清華大学が支援をしている。北京では、1年で120万台の電子廃棄物の処理能力がある工場が、2006（平成18）年3月までに北京経済技術開発区に建設される予定である。浙江省およびG.T.Z（ドイツ技術協力公社）の支援を受けて、杭州大地環保有限公司が、廃家電の回収システムの構築および処理技術の開発などに取り組んでいる。

家電リサイクルビジネスの 直面する現実

E-waste中に含まれる有害物質には、鉛・カドミウム・水銀・六価クロム・PVC・臭素系難燃剤などがある。E-wasteは有害廃棄物であるが、リサイ

サイクル法が正式に国務院法制弁公室に提出され、現在審査待ちになっている。廃旧家電とは、廃家電（廃棄を迎えた家電）と旧家電（中古家電）を指す。この条例では、対象をテレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンおよびパソコンの5品目とし、家電の生産者、販売者およびアフターサービス機関に廃旧家電を回収する義務を課している。使用年限に達した廃旧家電を「多文化ルートで回収し、集中処理を行う」という考えから、適正な処理を行える企業の認定制度を設け（第6条）、回収された廃旧家電は、処理能力のある認定企業によって環境基準に遵守した処理・リサイクルが行われる。またリユースする場合にも認定企業による検査を受け、中古品として基準を満たしたものではない場合は市場で売買してはならないとしている（第11条）。検査・修理を経て中古品として安全上合格した中古品に標示をつけて、中古市場で流通させる（第13条）ことで、基準を満たさない中古品の流通を防止し、違法業者を排除しようという意図がある。

クルにより鉄・銅・アルミ・鉛・鉛・すず・貴金属などの有価資源を回収することができるところから、環境圧力と同時に大きなビジネスチャンスが存在するといえる。

当然、家電リサイクル業が「儲かる」ビジネスであれば、業者が乱立することが考えられる。筆者のヒアリングでは、ドイツの企業数社が杭州市で廃家電リサイクルビジネスを始めようとしたが、いずれも実現しなかったという。その大きな問題の一つとして、国内の回収コストがある。

杭州大地においても、①販売店経由での回収 ②居住区の廃品回収所からの回収 ③政府機関などからの無償提供による回収 ④工場からの加工ロス・不良品の回収の4つのルートで回収を始めているが、③以外はすべて市場価格に基づき有価買取を行っているため、収支としては赤字になるといえる。有名な家電販売店チェーンである国美電器は、杭州大地と協力して、「以旧換新（古いものを新しいものに更新する）」キャンペーンを行い、華東地区30

家電販売店およびアフターサービス機関が、製造メーカーからの回収委託または消費者からの回収を拒否した場合や回収した廃家電を処理能力のない企業に販売した場合、処理企業が解体・処理過程で環境を汚染した場合に、20万元以下の罰金を科すとしている（第24条、27条）。この条例で最も関心を引く規定は「国が廃旧家電回収処理のための基金を設立し、回収処理費用を補助する」ことである。政府は、廃家電リサイクルのための特別支出基金を設立し、リサイクル企業の市場での運営において政策上の支援を行うとされ、製造メーカーは1台販売するごとに家電1台に掛かる回収リサイクル費用を負担しなければならない。

2003（平成15）年12月には、浙江省、青島市で廃家電および電子製品回収処理システム構築のためのモデルプロジェクト（国家863高科学技術発展プロジェクト）が開始している。その後、北京市と天津市が追加され、現在の、モデル工場の設立のため、大量の資金が投じられている。中国の国情に